区のおしらせ No.410

昭和49年2月20日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号)電話(264)0151(大代表)郵便番号102

2月12日 靖国神社にて

区民生活の安定をはかって
区に緊急対策本部を設置

昨年秋の石油危機に端を発した経済情勢の悪化は、生活必需品の不足や物価の異常な高騰を招きました。その後、政府の働きかけなどにより、情況は次第に落つきをとりもどしているように見られますが、なお、じりじりと押しよせる物価上昇の波は、区民生活を圧迫し続けています。

このような事態から区民を守り区民生活の安定をはかるため、区では二月十三日「千代田区区民生活安定緊急対策本部」を設置しました。

同本部は、区長を本部長として区役所の全組織をあげて構成され、もの不足、物価高から区民の生活を守るための施策の実施に当たると共に、生活物資、物価の情報に関することなどを行なうことにしています。

当面の施策としては、メーカー小売業者、消費者の懇談会、標準価格の調査、商工団体、業者組合代表者の連絡会などのほか、特に、深刻な打撃を受けている生活保護家庭や低所得層、寝たきり老人、重度身体障害者を対象とした事業に重点を置くことにしています。

なお、これに関連する予算については、二月二十日から開かれる区議会臨時会に提案されます。

2月20日から 区議会臨時会

本年第一回区議会臨時会が、二月二十日から開かれます。主な提出議案はつぎのとおりです。

▽昭和四十八年度一般会計補正予算第五号

▽区応急資金貸付条例

日照・電波障害の紛争調整に
建築紛争調整員制度が発足

建築物の新築や増築が原因で日照や電波障害などの問題が起ることがあります。

こうした問題が起ったとき、必要なアドバイスをしたり、あっせん・仲介・調整など行う建築紛争調整員の制度ができました。

調整員は弁護士、学識経験者、行政経験者から選ばれた三名で構成されます。

●調整員氏名

山崎賢一（弁護士・明大教授）
浮揚良一（元区役所建設部長）
植野光男（前区役所区民部長）

この建築紛争以外の一般建築相談、違反建築相談も、建築部建築課で常時行なっています。

建築紛争調整員についての問合せは建築部建築課建築紛争相談主査まで。

春の火災予防運動●二月二十八日⇓三月十三日

《家庭で職場で町ぐるみで》

春は、外出の機会が多く、火災のおこりやすい季節です。

今年も二月二十八日から三月十三日まで「春の火災予防運動」を実施します。

今年は、生活環境の安全チェックと防火・防災訓練を行なうことを重点として、特におとしよりとこどもを火災から守るために、

・家庭では、主婦が中心となって寝るときや出かけるときの火の始末をする
・防火・避難訓練を行なう
・町ぐるみで自主防災・防髪体制をつくる

などに心がけてください。

また、車両・船舶火災予防運動も合わせて行ないます。

あなたは安全ですか

——火の元は——消火の備えは——逃げみちは——

隣にも　声かけあって　よい防火

寝たきりのおとしよりに
……家政婦を派遣

病気や心身の障害などで日常生活にも支障があり、家族が充分に介護できない状況にあるおとしよりや、その世帯に、身のまわりをお世話するため家政婦を週一回派遣しています。

この制度は民間の家政婦紹介所の協力で実施されているものです。

この制度に申込むと区から介護券を差上げます。家政婦に手伝ってもらったときは、この券を渡してください。もちろん無料です。

申込み、問合せは厚生部福祉課老人福祉係まで。

千代田区 二十七周年記念式

三月十五日、千代田区が発足して二十七年目を迎えます。

区では、これを記念して、つぎのとおり式典を開催します。

とき　三月十五日（金）

ところ　千代田区公会堂

式典　式辞・表彰（区政に功労のあったひとびとが表彰されます。

所得税・個人事業税
特別区民税・都民税
申告は3月15日まで
2月16日から受付

申告書は二月十六日から受付けを始めています。

三月十五日の申告期限近くになると混み合いますのでお早目にどうぞ。

●申告書提出先

・特別区民税・都民税
区役所税務課・出張所

・個人事業税
千代田都税事務所

・所得税
麹町・神田税務署

※確定申告書の「住民税事業税欄」に記入したひとは、特別区民税・都民税、個人事業税の申告は必要ありません。

●おねがい

・氏名にはフリガナをしてください

・確定申告書の四十九年一月一日の住所欄が住民税の申告地になります。忘れずに記入してください。

・会社の役員、社員で確定申告をするひとは、勤務地でなく住所地の税務署が提出先になります。

・所得税還付申告は二月中に

●所得税の納付は

三月十五日までです。振替納税をするひとは「振替用納付書」と申告書をいっしょに提出してください。延納の制度もありますから、申告のときにおたずねください。

国民年金
受給権を確保するために未納かけ金を納めましょう

国民年金の納期が二年以上たった未納保険料も納められるようになりました。

これは、法の改正があり、昭和四十九年一月から五〇年十二月までの二年間に限り、古い未納分でも納めることができるようになったためです。

年金を確実に受けるためには、毎月の年金保険料がきちんと納まっていることが条件になっています。

未納分のあるひとは、この機会に納めてください。この場合一ヵ月の保険料は九〇〇円です。

一度に払うのがむりなときは、分割の方法もあります。

この機会を利用して、将来、確実に年金を受けられる権利を確保してください。

納付の方法などの問合せは厚生部国民年金課まで。

月3万以上の療養費は無料
国保高額療養費支給制度

昭和四十八年十二月一日から国民健康保険に高額療養費支給制度が新設されました。

この制度は国民健康保険の被保険者のひとで、同じひとが同じ月に同じ医療機関などで支払った自己負担分が三万円をこえたとき、世帯主の申請で、三万円をこえた額を高額療養費として後日支給する制度です。

この療養費が支給される基礎となる医療費は、入院と通院、医科と歯科などに分けて計算されます。ただし総合病院の場合は、入院中の場合のみ異なる診療科であっても合算して計算されます。（保険診療以外の差額ベット料、歯科の差額、付添看護料の差額などは対象になりません）

なお、老人医療費など公費による助成を受けているひとは、いままでどおりです。

●請求方法

世帯主が所定の高額療養費支給申請書（国民健康保険課にあります）に記入のうえ、保険証と印鑑医療機関に支払った領収証を持参し申請してください。窓口は厚生部国民健康保険課給付係です。

・問合せ　国民健康保険課給付係

くらしの豆知識
洗たく用具

衣料品は手まめに洗たくして、きれいにしておくと、持ちも違います。

ふつうにいちど洗ったくらいでは、落ちないよごれ、落ちにくいよごれは洗たく用具を使うことも便利です。

●ブラシ

スポンやジャンバーをこすり洗いしたり、センターの汚れをたたき洗いするときに使います。洗たく用ブラシには植物性繊維動物性繊維、化学性繊維のものがあります。このうちで動物性繊維のものが使いよいようです。このほか小さい部分の汚れ落しに、爪ブラシ、歯ブラシなども用意しておくと便利です。

●ヘラ

汚れのひどい衿、袖に、足袋の底など汚れの落ちにくいところを洗うのに使います。

●スポンジ

編み物など、柔い布のこすり洗いに使います。

●ナイロンネット

柔い布のこすり洗いに。古いトッキングでも代用できます。

●計量カップ・スプーン

洗剤には適量があります。ひとつあれば経済的な洗たくができます。

税金と地方財政

今年も所得税の確定申告時期が近づいてきました。ちょっと思い当る税金の名前だけでも所得税、特別区民税・都民税、個人事業税固定資産税、酒税、タバコ消費税などがあります。

税金は「いやおうなしに納める会費」というひともいます。しかし、これが税金のすべてではありません。税金は、まず、なによりも国や地方公共団体の活動をまかなうための財源です。

現代社会では、公共的な活動がなくては、私たちの生活をより豊かにするのは困難だといえます。たとえば教育やゴミ処理、老人問題、社会保障、あるいは、道路・港湾などの施設、外交・防衛などは個人の力をはるかにこえています。税金に与えられた基本的な役割はこのような社会共同の仕事のサービスをし、その需要を満すことだと言えます。

ここでは税金の種類と役割また最後に地方財政のしくみを取り上げてみました。

税金のはたらき

わたしたちが、生活していくためには、家庭内で処理できない、たくさんの仕事〈社会共通の仕事〉があります。ゴミ問題・教育などもこのひとつです。

こうした〈社会共通の仕事〉は、みなさんが、国には国税、地方自治体には地方税というかたちで、資金を出し合って、その仕事を委託して、処理をしてもらっているといえます。

このうち地方自治体の税金を「地方税」と総称しています。

この地方税は、教育、消防、上下水道、公園、ゴミ処理など、みなさんの身近な仕事に使われています。

税金は勝手に課税できない

わが国の税金の数は、地方税だけでも二十七種類、国税をあわせると約五十種類もあります。

そして、これらの税金の算出方法や納税方法は、すべて国税は法律、地方税は、地方税法の規定によって、各地方自治体の条例で定めることになっています。

これは、勝手に国や地方自治体が税金をかけたりして、個人の財産を侵さないように、国や地方自治体を制限するものです。

また、国民（住民）側にとって税金を支払う限度を明らかにするために、税金の課税、徴収などの方法を法律や条例で定め、国民の権利と義務を明確にするという〈租税法津主義〉の原則によるものです。

税金の種類

地方自治制度は市町村と道府県の二重の構造になっています。

東京都は道府県と同格、千代田区、中央区などの二十三の特別区は市町村と同格の自治体です。

市町村は基礎的な自治体として、みなさんの一番身近な仕事、小中学校の設置、戸籍などの仕事をしており、これを市町村行政といいます。

また道府県は、規模の大きい仕事や広い地域にわたるもの、市町村との連絡調整などの仕事をしています。たとえば警察、高等学校総合開発計画などの仕事です。これを府県行政といって市町村行政とともに、自治行政といっています。

自治行政に対して、国は外交、防衛、裁判、郵便といった、国全体に関係する仕事を直接行なっているほか、国庫支出金、地方交付税、地方債を各自治体に割当てることによって、間接的に自治行政を行なっています。

ところで東京の場合、都下の市町村の地域では府県行政を行なっていますが、特別区の地域では、府県行政を行なう一方、消防、ゴミなど市町村行政も行なっています。

都税には市町村税も含まれる

このように、二十三区内では、都が市町村行政も分担しているため、財政面でも、他の道府県とは違った面があります。それは税金の面に一番よく現われています。

税金も行政と同じように国税・府県税、市町村税に分れますが、都の場合、都税の中には市町村税の一部が含まれています。

すなわち、千代田区、中央区など二十三特別区に住んでいるひとが負担する市町村税に当る税金のうち、法人住民税、固定資産税、都市計画税、商品切手発行税、入湯税は都税となっています。ですから、左表の市町村税からこれらの都税を除いたものが特別区税ということになります。

地方税一覧

〔※印は都税〕〔無印は特別区税〕

市町村税（特別区税）		道府県税	
目的税	普通税	目的税	普通税
※入湯税	※商品切手発行税	※入猟税	※自動車取得税
※都市計画税	※特別土地保有税	※軽油引取税	※固定資産税
水利地益税	木材引取業		※狩猟免許税
共同施設税	鉱産税		※鉱区税
宅地開発税（国民健康保険税）	電気ガス税		※自動車税
	市町村たばこ消費税		※娯楽施設利用税
	軽自動車税		※料理飲食等消費税
	※固定資産税		※都たばこ消費税
	※〃（法人）		※不動産取得税
	特別区民税		※〃（法人）
			※事業税（個人）
			※〃（法人）
			※都民税（個人）

地方財政のしくみ

都道府県や区市町村のことを地方自治体といいます。その数は全国で約三三〇〇あります。

地方自治体の財政基盤は、地域で生活するみなさんから納められる地方税を中心とした財源で、まかなうことが理想といえます。

しかし、実情は地方自治体独自で確保できる財源は少なく、国から配分を受ける地方交付税、地方譲与税、国庫支出金が地方財政の49％を占めています。（48年度地方財政計画）

〈地方交付税〉

地方交付税は地方税収入の不足を補うという財源保障と、国、地方団体相互間の財源を調整し均衡を図るための制度です。そしてその資金は国税のうち所得税・法人税・酒税の合計額の32％が当てられています。

この地方交付税の配分のしかたは、地方自治体の仕事の量と地方税の金額とをくらべて、各自治体ごとに決めます。

〈国庫支出金〉

国の仕事を地方自治体が代行するときの負担額、また国が地方自治体に仕事をすすめる奨励的な補助金、財政上の補給金をいいます。ですからこの財源は、はじめから使い道が制限されているわけです。

国庫支出金を財源とする仕事を国庫補助事業といいます。とくに公共投資に対する国庫補助事業を公共事業と呼んでいます。ふつう国庫支出金は、ある仕事に必要な経費の一定割合、½とか⅔といった割合で計算されます。

ですから、限られた一般財源で

特別区の財政

では、東京の二十三特別区の財政はどのようにまかなわれているのでしょうか。

千代田区に納められた税金は、千代田区で自由に使えると思っているひとも、少なくないと思います。

しかし、実際には少し違います。都と区の間には国の地方交付税制度のような都区財政調整制度があります。

■都区財政調整制度

特別区内では、ゴミや消防など市町村の仕事を都が行なっています。また、二十三区は、社会的にも経済的にも不可分一体のものとして発展していかなくてはなりません。財政的なバラツキで、ある区では出来ることが、他の区では できないというようなことがあっては困ります。

ですから財源を配分し、各区の財源を保障する必要があるわけです。

二十三特別区を一体なものとして、都が調整の役目をし、各区の行政水準を均衡あるものにしようというのがこの制度です。

財整調整のしくみ

この財整調整の財源は、固定資産税・法人住民税の一定割合と特別区からの納付金が当てられています。この調整財源は本来市町村民税ですが都では特例で都税になっています。

この制度は、大体、国の地方交付税と同じです。

まず都が各区ごとに仕事量と税金の収入を算定してしまいます。

そしてその結果、仕事量が税収より多い区は、交付金を交付し、その反対の場合は、納付金として都に納付させてしまいます。この納付金は地方交付税にはない制度で、各区の支出の面ばかりでなく収入の面でも均衡を図っているわけです。

この制度を図示すると左図のようになります。

2倍、3倍の仕事ができるという利点もあります。しかし反面、交付単価が実情に合わないため地方自治体の超過負担にもなり財政を圧迫する結果にもなっています。

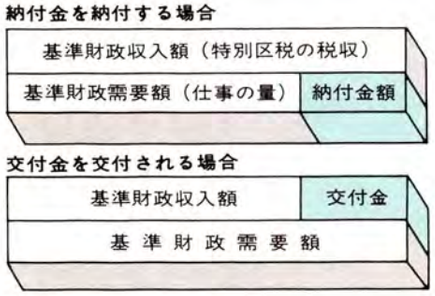

区の税収（基準財政収入額といいます）を都が算定する方法は特別区税の90％をその額とします。

千代田区の四十八年度当初予算では、特別区税の収入見込額は、特別区民税二十四億五五〇〇万円軽自動車税二五〇〇万円、たばこ消費税十六億円、電気ガス税九億円、合計四十九億八〇〇〇万円となっています。

区の仕事の量（基準財政需要額といいます）の算定方法は、区の行なう仕事ごとに費用が決められますから、その費用の合計が基準財政需要額となるわけです。

このように都と区は都区財政調整という制度で結びつき、二十三区の行政水準の均衡が図られているわけです。

「有楽町」が新住居表示に★★★

50年1月1日から実施予定

「有楽町の住居表示整備案」が二月六日開かれた第二十三回千代田区住居表示審議会で、区長の諮問どおり決定され、答申がありました。

「有楽町一丁目・有楽町二丁目」の町区域・町名は現在のままで、新しい「番」（街区符号）と新しい「号」（住居番号）で表示することになります。

実態調査にご協力を

この新住居表示を実施するためには、ビルなどに係員がお訪ねして、入居している会社の名前などを調査します。

この実態調査が二月中旬から始められています。

係員が調査にお伺いしたときはご協力ください。

●問合せ　住居表示課まで

「国保」保険料の納入はお済みですか

国民健康保険料は、この保険事業をささえる重要な財源となっています。

毎月の保険料の納期は、月末となっていますが、三月は年度末になりますので、昭和四十八年度までの未納保険料は必ず納めてください。

保険料は、国民健康保険課の徴収職員に直接支払うかまたは、納付書で銀行、信用組合、郵便局へ納めてください。

納付書は、国民健康保険課にありますので、連絡していただけばお送りします。

問合せは、厚生部国民健康保険課保険料徴収係まで

大気汚染特別健康診査

自動車の排気ガスが大きな原因といわれている光化学スモッグ。

大気汚染の原因と考えられるものは大都会にはいっぱいあります。

区では生活環境の悪化、特に大気汚染に起因すると予想される。いろいろな疾患を発見し、早期の治療をしていただくために、特別健康診査を実施しています。

肺の検査などの内科、眼科、耳鼻咽喉科などが診査科目です。

この診査の対象になるひとは去年の一般住民健康診査のとき、この特別健康診査を希望した約七五〇名です。

対象者には区から受診券、医療機関一覧表などを郵送しますから必ず受診してください。

ムダをなくしましょう

あなたのくらしの中に、不必要なムダはありませんか。

最近話題になっているのが石油事情の悪化による燃料・電力問題、ゴミ問題など。不要な電力を使うたり、また使えるものを捨てたりしていませんか。

資源不足が叫ばれている今日、まず自分のまわりからムダをなくす努力をしていきましょう。

3月の休日診療当番医

3月3日　神田医院
鍛冶町1-8-14　☎252-8896

3月10日　須田町医院
須田町1－8　☎251-2097
（3月10日は須田町医院に変更になりました）

3月17日　西神田診療所
西神田2-3-2　☎262-5362

3月21日　船津診療所
麹町4-5　第7麹町ビル6F
☎263-3569

3月24日　米良内科
鍛冶町3－7　☎252-1801

3月31日　額田内科病院
小川町3－28　☎291-0989

●診療時間は午前9時－午後5時
●健康保険証は必ずご持参ください

大気のよごれ1月の数値

○亜硫酸ガス（SO_2）
区役所前‥0.04 p.p.m.　都庁前‥0.05 p.p.m.

○一酸化炭素（CO）
区役所前‥‥2.5 p.p.m.　神保町交差点‥‥5.0 p.p.m.

環境基準
亜硫酸ガス（SO_2）→0.05p.p.m.以下の日が年間70%以上
一酸化炭素（CO）→8時間平均が20p.p.m.

工場の経営診断を

区では工場経営相談を無料で行ないます。

工場経営、資材・金融、得意先対策、生産管理などについて専門家が、経営者のあなたに直接アドバイスをします。

●**診断工場数**　10工場（先着順締切）

●**申込み先**　区民部商工課商工係

●**申込締切**　二月二十八日（木）

くわしいことは商工課商工係まで問合せください。診断結果は秘密を守ります。

ビル内の害虫の防除
ビル管理者環境衛生講習会

区ではビル環境の衛生的な維持管理、ビル内の伝染病予防のため今年度四回目のビル管理者環境衛生講習会をつぎのように開催します。

●**対象者** 床面積五〇〇平方メートル以上のビル管理者、一般のひとも参加できます。気軽にご参加ください。

●**とき** 二月二十八日（木）午後一時三〇分から四時まで

●**ところ** 千代田区公会堂（「区役所」となり、地下鉄東西線・都バス九段下下車徒歩三分）

●**講習会**
・映画 「都市環境と食品衛生」
・講義 「ビルにおける有害昆虫と不快昆虫の防除ならびに最近の殺虫剤について」

国立予防衛生研究所安富和男氏

受講は無料です。問合せは区民部区民課保健衛生係まで。

建設工事技術者講習会
●2月27日区役所で

区では、土木、建築工事を施工するひとたちを対象に、事故や公害の防止のための講習会をつぎのとおり行ないます。

●**とき** 二月二十七日（水）午後十二時三〇分から四時四〇分まで

●**ところ** 区役所十階会議室

●**講習会**
「基礎工事に伴う危害および事故と問題点」
早大教授 古藤田喜久雄氏
「建設工事における騒音ならびに振動対策」
東京都公害局 松田慶三氏

●**問合せ** 土木部管理課調整係まで

16ミリ発声映写機検査と登録

16ミリ発声映写機の検査と登録を行ないます。

区などの公立フィルム・ライブラリーは、この検査と登録が済んでいないと利用できません。ご注意ください。日程はつぎのとおりです。

●**とき** 三月十八日から二〇日まで

●**ところ** 千代田図書館四階視聴覚ホール

●**費用** 無料

●**持ってくるもの** ①映写機一式（本体・スピーカー・コードなど）②前年度の登録証か検査書③登録するひとの印鑑

（注）映写機は必ず手入れを済ませてから、持ってきてください。

●**問合せ** 千代田図書館視聴覚係

納税報奨金を支払います

郵便局で特別区民税・都民税（普通徴収分）を納期前に納めたひとで、報奨金を受取っていないひとは総務部税務課課税第二係までご連絡ください。

訂正

四〇九号七頁の児童手当の記事中、義務教育終了のこどもとあるのを義務教育終了前に訂正します。

三月の老人のつどい

●富士見出張所地区……六日
富士見福祉会館

●番町出張所地区……十一日
番町区民会館老人娯楽室

●神保町出張所地区……十二日
神保町区民会館老人娯楽室

●万世橋出張所地区……十三日
万世橋区民会館老人娯楽室

●神田公園出張所地区……十六日
神田公園区民会館老人娯楽室

●和泉橋出張所地区……九日
和泉橋区民会館区民集会室

各会場とも午後一時三〇分から四時まで。

三月の野外こども会

●一日＝芳林（児）●四日＝東郷公園●六日＝西神田公園●七日＝富士見児童公園●八日＝錦華公園●十一日 竜閑（児）●十二日＝心法寺（児）●十三日＝淡路公園●十四日＝北の丸公園皇宮警察寮●十五日＝平河町（児）●十八日 佐久間公園●十九日＝神田公園●二十二日 芳林（児）●二十五日 東郷公園●二十六日 三崎町（児）●二十七日 錦町（児）●二十八日 堀留北（児）●二十九日 築土神社

各会場とも午後二時から、雨天強風の場合は中止します。

児童館だより（二月・三月）★★★★★★★★★★★★★

●**神田児童館**
〝ひなまつり子ども会〟（チャンスは一度・勝抜きのどじまんショウ）
三月二日（土）午後二時

●**西神田児童館**
〝ひなまつり子ども会〟（劇団「ころすけ」の人形劇公演など）三月二日（土）午後二時
〝やりたいこと相談会〟みんなで意見を出しあおう！
三月六日（水） 九日（土）

●**富士見児童館**
〝お話し出てこい〟ストーリーテラー今林仲子先生
二月二十八日（木）午後二時三〇分
〝アッとおどろくかわりびな〟（お友だちの歌、劇、演芸）
三月二日（土）午後二時

私立幼稚園児に補助金

●申請は3月20日までに……

区では私立幼稚園に通う園児の保護者に補助金を支給しています。

これは、保育料などの負担を少しでも軽くし、幼児教育の振興を図るもので今回は昭和四十八年度下半期分が支払われます。

申請もれのないよう下記の要領で手続をしてください。

●**対象期間**　昭和四十八年四月から四十九年三月まで

●**補助金**

四歳児　月額　一、一二五円

五歳児　月額　二、一二五円

●**支払期間**　三月末まで

●**対象者**　昭和四十八年十月から四十九年三月まで千代田区に住民登録がある幼稚園児の保護者

●**対象児**

四歳児　昭和四十三年四月二日～四十四年四月一日生れ

五歳児　昭和四十二年四月二日～四十三年四月一日生れ

●**申請最終日**　三月㉓日（水）まで

●**問合せ**　総務部総務課総務係

教育相談――根気のないこども

何をしても長く続かない。ねばり強さがない。やろうとする意欲に欠けている。言えば言うほど、やりたがらない。こんなこどものいるご家庭はありませんか。

教育相談室では、こどもとお母さんの両方に専門の先生がつき、いっしょに問題の解決にあたっています。電話で日時の予約をしてください。

●教育相談室☎二五六―八四四六

区と取引を希望する業者の方へ入札参加願いを受付中

区では、昭和四十九年度中に、工事請負、そのほか物品の供給など、区と取引きをしたい方の入札参加願いをつぎのと受付けます。

●**受付期間**　三月九日（土）まで

●**用紙**　都と同一様式、区役所総務部財務課契約係にもあります。

●**受付け**　総務部財務課契約係

千鳥ヶ淵ボート場 3月1日開場

料金（30分）｛3人乗60円／2人乗50円

史跡をたずねて 15 鹿鳴館

鹿鳴館は、明治十六年（一八八三）日比谷練兵場（現在日比谷公園）に面して、いまの内幸町一丁目（今日の帝国ホテル正面の右側あたり）に、イギリスの建築家コンドルの設計によって建てられたものです。

この建物は、外務卿井上馨らの発起で、三年の日時と当時の金額で十四万円の巨額を投じてつくられたものです。

豪華なルネッサンス式の洋館は、二階建、練互造り、建坪四一〇坪で、内部の装飾は華麗をきわめ、日本へ来訪する外国貴賓の接待と上流階級のひとたちの社交の場として使われました。

鹿鳴館の完成の宴には、各国外交官、皇族貴高官、有名人が着か、ざった洋装で夫人や令嬢を同伴して出席し、その数は千余名というはなやかさでした。

これ以来、鹿鳴館には内外の高官やその夫人、令嬢が豪華な夜宴、バザーや舞踏会にあつまり、いわゆる鹿鳴館時代を現出しました。

とくに、明治二十年四月二十日総理大臣伊藤博文の主催する仮装舞踏会は有名であり、こうした欧化の風潮は、当時の上流階級の間に侵透してゆき、洋風化が進んでゆきました。

この欧化熱をあおったのはなんといってもダンスパーティだったでしょう。

このように社交をヨーロッパ風にしたのは、政府が着手していた条約改正をすすめるのに役立てようとしたからです。

しかし、政府の欧化政策に対する一般の批判が高まり、条約改正を反対する国粋主義が台頭するとダンス熱も下火となり鹿鳴館を中心とする外国貴賓との交歓はなくなりました。

明治二十三年、鹿鳴館は華族会館となり、昭和二十年には戦災にあって焼失してしまいました。

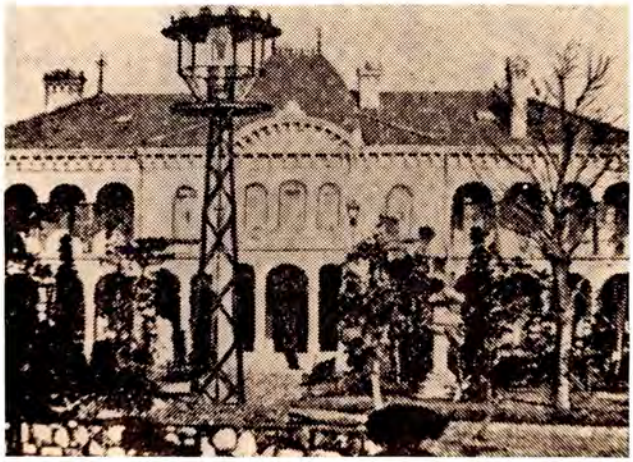

写真は「江戸名所図絵」より転写（千代田図書館所蔵）

記事訂正

前号（二月五日発行）の「史跡をたずねて」（15）日比谷公園は、（14）になりますのでおわびして訂正いたします。